中小企業者等軽減制度のご案内

中小企業者等の方々の 処理費用と収集運搬費用を軽減します。



中間貯蔵・環境安全事業株式会社

目次

中小企業者等軽減制度の概要	1
軽減制度の対象者	2
軽減制度の対象物	3
軽減対象費用について	4
お申込の手順	5
自己診断シート	8
申込書記入例(会社)	10
申込書記入例(個人事業主)	11
申込書記入例(中小企業団体・法人)	12
申込書記入例(個人)	13
申込書記入例(収集運搬完了報告書兼請求書)	14
提出書類の一覧	15
お申込から収集運搬費用助成金振込みまで	

別添:中小企業者等軽減制度申込書様式

中小企業者等の方々 の費用負担を軽減し ます。

中小企業者などの保管事業者の方々が保管するPCB廃棄物の処理費用及び収集運搬費用は、軽減措置の適用対象となります。対象範囲は「独立行政法人環境再生保全機構に関する省令」に定められています。

処理費用及び収集運搬費用及び漏えい防止措置費用の軽減率 は以下の表をご参照下さい。

(令和6年9月2日以降適用)

		中小企業	者・法人	個	人
高濃度 PCB 廃棄物の種別	事業区域(*)	処理費用	収集運搬 費用	処理費用	収集運搬 費用
安定器等 • 汚染物	東京 北海道	4 4 %	70%	4 4 %	95%
トランス・コンデンサ類	北九州 大阪 豊田	0%	70%	0%	95%

- * 都道府県別の該当事業区域については、こちらをご確認ください。
 → (https://www.env.go.jp/content/900535227.pdf)
- *北九州・大阪・豊田事業区域に保管する高濃度PCB廃棄物は、北海道PCB処理事業所にて処理を行うこととなっております。

※収集運搬費用の軽減には助成限度額があります。(4ページ参照)

処理対象物のご登録後処理委託契約の時期が近づいてきましたら、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)からご連絡させていただきます。

軽減制度の対象となるかどうか等、ご不明な点がありましたら、本社「中小軽減制度窓口」へお問い合わせ下さい。 連絡先は、本パンフレットの裏表紙をご参照下さい。

※ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第2条第5 項に規定する保管事業者に該当しない中小企業者等についても95%を軽減します。

軽減制度の対象者

次の方々が軽減制度 の対象者です。

①中小企業等

※清算中又は特別清算中の法人に該当する、会社、中小企業団体等、法人も軽減制度の対象となり、その場合1ページにおける「個人」と同じ軽減率を適用します。清算中等の確認は登記簿謄本を用いて行います。

・会社(株式・有限・合資・合名・合同)

①表1において主たる業種毎に定められるA又はBの基準を満たす会社(ただし、1 又は2者以上の大企業者(中小企業者以外の会社)が保有する株式数又は出資額が、 当該会社の発行済株式総数又は出資の総額の1/2以上を占めている会社(みなし大 企業者)は対象外となります。)

②みなし大企業者による貴社の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係*がないこと

③貴社と大企業者との相互間の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係※がないこと

※完全支配関係とは発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。)の全部を直接又は間接に保有する関係をいいます。

・個人事業主

表1において主たる業種毎に定められるBの基準を満たす個人事業主

• 中小企業団体等

表2に定められる中小企業団体等

表 1

主たる業種	A 資本金又は出資 の総額	B 常時使用する従 業員数
製造業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情 報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
その他	3億円以下	300人以下

表 2

中小企業団体の基準

中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業 団体(事業協同組合、事業 協同小組合、信用協同組合、 協同組合連合会、企業組合、 協業組合、商工組合及び商 工組合連合会)

特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員の2/3以上が表1のいずれかに該当する者であるもの(農業協同組合等)

• 法人 (会社・中小企業団体を除く)

次のいずれかに該当する法人

- ・常時使用する従業員の数が100人以下の法人
- ・常時使用する従業員の数が表1において、主たる業種毎に定められるBの基準を満たす法人。
- ※例えば、医療法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人は、設立根拠法によりサービス業に該当するため、常時使用する従業員の数が100人以下の法人が対象になります。

②個人

次のいずれかに該当する者

- ・解散又は事業を廃止した事業者から軽減対象廃棄物を承継して保管している個人
- 何らかの理由で軽減対象となるPCB廃棄物を保管することとなった個人
- 破産者(破産管財人)

軽減制度の対象となるPCB廃棄物は、当社の処理対象物となる、高濃度PCBを使用したトランス・コンデンサ類、PCB油類、安定器等・汚染物、保管容器等です。

当社の処理対象物とならないPCB廃棄物は、軽 減制度の対象外となります。

当社の処理対象物について、ご不明な点がありましたら、当社へお問い合わせください。連絡先は、本パンフレットの裏表紙をご参照ください。

PCBを使用した機器を判別する方法は、日本電機工業会、日本照明工業会及び各メーカーのホームページ等をご確認ください。

軽減制度の対象物

【処理費用の軽減】

北海道・東京事業区域で保管されている高濃度PCB廃棄物について処理費用の一部を軽減します。

【収集運搬費用の軽減】

JESCOの処理事業所が入門を許可した収集運搬事業者が実施した保管場所からJESCOまでの収集運搬に係る費用の一部を軽減します。収集運搬に伴う積込みや積下し等及び運搬に必要な高濃度PCB廃棄物の修繕や補修の措置の費用も軽減対象です。

(ドラム缶・ペール缶の購入代金と助成金申請のための手続き代行費用については対象外となります。)

収集運搬費用の軽減対象経費

- 1、収集運搬(積込み、積下しを含む)
- 2、漏えい防止措置
- ※消費税及び地方消費税は軽減対象経費に含みません。
- ※税抜き金額からの軽減率適用となります。
- ※特別登録・調整協力割引又は早期登録・調整協力割引の 適用はありません。

助成限度額(助成金には限度額があります)

	高濃度PCB 廃棄物の種類	中小企業等	個人
	トランス類(台)	364,000 円/台	494,000 円/台
	コンデンサ類(台)	175,000 円/台	237,500 円/台
収集運搬	PCB 油類(一式)	175,000 円/式	237,500 円/式
積込み・積下し含む 	安定器等・汚染物(ドラム缶)	105,000 円/缶	142,500 円/缶
	安定器等・汚染物(ペール缶)	102,000 円/缶	140,000 円/缶
	汚染容器	トランス類もしくはコン を適用	ンデンサ類の上限額

高濃度PCB廃棄物が2以上ある場合は、その種類ごとの助成限度額を合計した額とする。PCB原液及びPCBを含む油類はPCB機器等登録制度により登録されたPCB油類が対象となり、一申請あたり一式での助成限度額とする。

	中小企業等	個人
漏えい防止措置	70,000 円/台·式	95,000 円/台·式

漏えい防止措置が必要な高濃度PCB廃棄物が2以上ある場合は、それぞれに助成限度額を適用する。

お申込の手順

お申込の時期は、PCB廃棄物処理委託 契約を結ぶ直前です。手続きの詳細につ いては、処理委託契約のご相談をさせて いただく際に個別にご案内いたします。

処理の時期につきましては、都道府県の処理計画に沿って、 当社の処理施設の操業計画等を勘案してご提案させていた だきます。

助成金申込の書類はJESCOとの契約前と、契約した全ての廃棄物(※)について中間処理が終了した後(マニフェストD票到着後)の2回ご提出ください。

※複数の契約を当社と結んでいる場合は、それぞれの契約における中間処理終了時点で、その都度ご提出下さい。

1回目(JESCOとの契約前)

「中小企業者等軽減制度申込書(様式1 又は様式2)」に必要事項をご記入の上、 添付書類と一緒にご提出ください。

2回目(中間処理終了後)

「収集運搬完了報告書兼助成金支払請求書(様式5)」に必要事項をご記入の上、 添付書類と一緒にご提出ください。

書類は当社が別途ご案内する宛先に送付してください。 提出書類は15ページ、16ページの提出書類一覧を参考に すべての書類をご用意ください。

自己診断及び申込書の記入

まずは8~9ページの自己診断シートで軽減措置を受けられるかどうかご確認ください。軽減対象者であることが確認できましたら、申込書の裏面に記載されている申込規約をよくお読みいただいた上で、10ページ以降の記入例を参考に全ての項目についてご記入いただき、内容を確認して代表者名で記名、押印してください。

※「収集運搬完了報告書兼助成金支払請求書」の提出は手順⑥ です。

2 添付書類の準備

軽減措置の適用にあたっては、対象者であることを確認させていただく必要がございますので、15ページ以降の添付書類一覧表を参照して定められた書類をご用意ください。

なお、場合により、追加で証明書類等の送付をお願い することがございますのでご了承ください。

3 内容のチェック及び送付

記入漏れ、不足書類がある場合には対象資格の審査ができず、申込が無効になることがございます。内容の確認をお願いいたします。問題が無いようでしたら申込書と添付書類※をご用意いただき、当社が個別にご案内する宛先にお送りください。(保管事業者においても提出する書類とは別に、控えをとって保管してください。)

※登記簿謄本等随時入手可能なものは発行から3ヶ月以内の原本を、そうでないもの(確定申告書写し等)は直近のコピーをご用意ください。

4

申込内容の審査

お送りいただいた申込書類により、当社および独立行政法 人環境再生保全機構が軽減制度の適用の可否について 審査を行います。審査結果は当社から保管事業者に文書 にてご連絡をさせていただきます。

軽減を受けるには審査結果通知に 記載された期日までに契約をして ください

5 契約の締結

審査の結果等に基づき、PCB廃棄物処理委託契約の手続きを進めさせていただくことになります。

収集運搬については、保管事業者とJESCOの処理事業所 が入門を許可した収集運搬会社にて収集運搬契約を締結 してください。

全てのPCB廃棄物処理が終了した後に

6

収集運搬費用の助成金請求

契約した全ての廃棄物(※)について中間処理が終了した後(マニフェストD票到着後)、中間処理終了日から1年以内又は令和8年7月31日のいずれか早い日までに「収集運搬完了報告書兼助成金支払請求書」と必要な添付書類を提出してください。

助成金は書類審査後に、指定口座へ振込みをさせていただきます。

※複数の契約を当社と結んでいる場合は、それぞれの契約における中間処理終了時点で、その都度ご提出下さい。

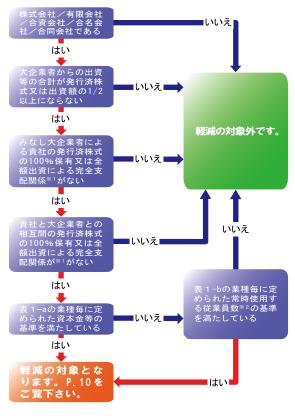
お申込の手順

3

自己診断シート

会社(株式・有限・合資・合名・合同)として 申請する場合

個人事業主として申請する場合



※1 完全支配関係とは発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。)の全部を直接又は間接に保有する関係をいいます

表 1-a 中小企業者要件(資本金等)

主たる業種	資本金または出資の総額
製造業	3億円以下
卸売業	1億円以下
サービス業	5,000万円以下
小売業	5,000万円以下
ゴム製品製造業	3億円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下
旅館業	5,000万円以下
その他	3億円以下

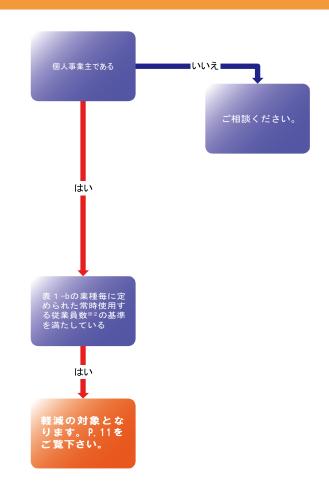
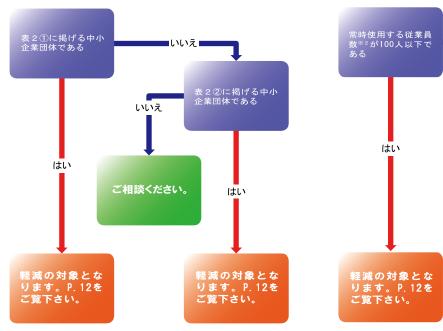


表 1-b 中小企業者要件(従業員数)

主たる業種	常時使用する従業員数
製造業	300人以下
卸売業	100人以下
サービス業	100人以下
小売業	50人以下
ゴム製品製造業	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下
旅館業	200人以下
その他	300人以下

中小企業団体として申請する場合

会社以外の法人として申請する場合



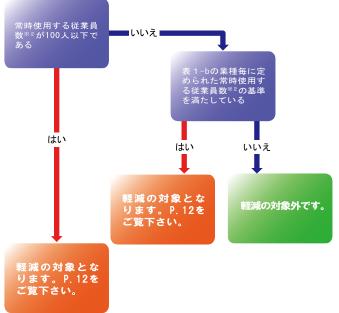


表 2 中小企業団体

団体の基準	例
① 中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体	事業協同組合、事業協同 小組合、信用協同組合、 協同組合連合会、企業組 合、協業組合、商工組合 及び商工組合連合会
② 特別の法律によって設立 された組合又はその連合 会であって、その直接又 は間接の構成員の2/3以 上が表1の要件を満たす 者であるもの	農業協同組合、漁業協同 組合等

- ※2 常時使用する従業員数とは、事業者として雇用するもの全体の数であって、支社や工場等の事業場における従業員数ではありません。
- 例:資本金10億円、社員1,000人を雇用する株式会社Aは製造業を営む会社であり、支店のひとつであるB営業所がPCB廃棄物を保管している。B営業所では常時使用する従業員を100人雇用している。なお、A社は同族会社であり、大企業からの出資等は受けていない。

この場合、製造業の資本金の基準は表1-aにより3億円となるため、 本金では基準を満たすことが出来をい。次に常時使用する従業員数をみると、表1-bにより300人以下であれば軽減対象となるが、常時使用従業員数は支店等の事業場単位ではで判断するため、常時使用なく会社単位で判断するため、常時使用なく会社単位で判断するため、常時使用する従業員を1,000人雇用するA社は軽減の対象外となる。

申込書記人例(会社(株式・有服・合質

[事業者基本情報記入欄]

る商号、代表者役職・氏名、 住所をフリガナを含め正確に 記入してください ●登記簿謄本に記載されてい

●他者からの出資がない場合 〔株主・出資関係欄〕

、必ず記入してください

●株主又は出資者を大企業、 中小、個人、その他の区分別 に記載願います

組織区分 囚会社 口個人事業主 口中小企業団体 口法人 Ш 令和元年 11 月 申込日

代表取締役 トウキョウトミナトク〇〇 申込者役職 代表者氏名 バガナ 〒105-0014 2000 東京都港区001-1-7 (株)環境安全工業 申 込 者法人名等 者所 込 申住

◆大企業以外の株主・出資者で合計50%を超えるよう記入してください。記入欄が足りない場合は、別紙等に追記ください

[主たる業種欄]

●直近の決算においてもっとも売上高が大きい事業が 属する業種を番号で記入し

*みなし大企業者とは、1又は2者以上の大企業者が発行済株式総数又は出資総額の1/2以上を占めている会社をいいます

みなし大企業者*による貴社の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係*の有無 *340完全文配関係とは発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。)の全部を直接又は間 接に保有する関係をいいます 」あり なし 囚 なし 囚 なし 囚 なし 囚 ない ののの保有又は全額出資による完全支配関係。の有無 貴社と大企業者との相互間の発行済株式の 100%保有又は全額出資による完全支配関係。の有無

・発行済株式総数又は出資総額に占める大企業者保有株式又は出資の比率を記入ください。

☑ あり (保有等割合 8

大企業者による貴社の株式の保有又は出資の有無

保有等割合計

●事業場単位ではなく、<u>事</u> <u>業者単位</u>で記入してくださ

(1981) []

●直近の決算書における事業 別売上を記入してください

石橋より主たる森籍 (①製造業 (⑤を除く) ②耐水業 ③サービス業 (⑥及び⑦を除く) ④小売業 に該当する寿きを強(⑤ユル製品製造業 ®ソフドウェア業又は情報処理サービス業 ①新館業 | 訳し, 記えください | ⑧子の毎(

A 主たる業種 (会社及び個人事業主として申請する方のみ記入ください)

→JESCO 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

中小企業者等処理費用軽減制度担当宛

陞 ※軽減制度のご申請には 舯

込 毌 本申込書と添付書類が必要です 톤

政中日 受付番号

舢

●資本金額は登記簿謄本に記載されている正確な値を記入

様式 1 (会社・個人事業主・法人及び中小企業団体用)

事業場・支社単位ではなく、 会社・事業者単位で記入し てください ●常時使用する従業員数は

> 非営利型法人の要件に □該当する

事業規模に係る事項(資本金又は出資の総額の欄は会社として申請する方のみ記入ください) 200 る従業員数常時使用す 100,000,000日 出資の総額資本金叉は

→ ヨロト豆鋏した、処理費 用軽減申込みの対象となる PCB廃棄物の種類、登録番号、機器等重量を記入して ください

 \prec

JESCO使用欄

[軽減対象廃棄物記入欄]

●数量が多く記入できない 場合は、別紙に記入してく ださい

何も記

● JESCO使用欄には、 入しないでください

100 kg **1行につきPCB廃業 数を1台(缶)記入してく kg ださい N8 米棚が足りない場合は別 Kg 紙(様式任意)を作成のう え道加記入をお願いいた 処理対象物に関する事項 廃業物 (s.k.t.c.tc.ek.ecから) 分類番号*始まる登録番号を記入く ださい) 母錄番号 \$000012345 \$000012345 6000012345 വ

③の保有等割合については大企業者以外で合計が50%を超えるまでご記入ぐだかで、動がでいない場合は別様(弊社指定のものが、任意のものが、任意でき引きな作成のシス強が記入をお願いかたします。

001

100,000,000

Θ

大企業 個人 É 個人 個人

> 環境 三郎 環境 安子

(株)安全産業 (株)環境物産

環境 次郎

(20分類 での他」は、組合・自治体・ 持株会など「大企業・中小・個人」の いずれにも該当しないものになります

資本金(円)

操

金 中 会 (%) 10% 40% % <u>~</u> 25 909

分類(大企業・中小・個人・その他)

株主又は出資者 氏名

FAX (03) - (1234) - (5678)

大郎

環境

株主・出資関係(会社として申請する方のみ記入*会社の方は他企業による責社株式の保有又は出資がない場合でも本欄1~4記入必須)

1 主要株主等の状況 (④~⑥爛については②の分類を「中小」とした場合のみ記入ください) [紀入上の注意点]

●本欄及び裏面の申込規約 をよくお読みいただき、同 意いただける場合には申込 者名称の記入、代表者記名 及び代表者印の押印をお願

[申込条件同意確認欄]

1. Zが定める申込規約(集面)を遵守することに同意します。特に、本申込書記載事項に基づいて軽減制度の適合を与た後には、当該申込による軽減額に相当する額の請求に、配とを力を確認し、同意します。
 2. その他乙か経滅措置の適用対象となる資格の判定を行うために他当該申込書に記載されていない事項につる、その他乙か経滅措置の適用対象となる資格の判定を行うために他当該申込書に記載されていない事項につ

上記記載事項に相違ありません。

(株)環場安全工業 申込者法人名等

獨港 代表取纬役

150 百万円

40百万円 20百万円

90百万円

売上高 (百万円)

事業について前期決算の売上高 と事業種目番号を記入ください

総売上頭

4

 Θ

(3)

*庫近の決算において総売上商 (上編①~8を選択し、 によめる売上高の影合の大きいる ・ 本報へ記して行語が置のます。 ・ 本報へ記入ください。

判定結果通知 JESCO判定 ERCA判定 ERCA回付 結果照合 備考欄 確認

申込者 (以下「甲」という。)は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「Z」という。)に対して ボリ塩化ピフェニ ル廃棄物の処理について、 Zが定める中小企業者等軽減措置の適用を受けたいので、必要な書類を添えて申し 込みます。また、申し込みにあたり、甲は以下の事項に同意します。

いて照会がある場合には、これに応じることに同意します。

※代表者印の押印が必ず必 要となります

いします

申込者役職·代表者氏名

· (a 大郎

[事業者基本情報記入欄] #

●屋号又は雅号・申込者役職・氏名(代表者のみ有効)、性所をフリガナを含め正確に記入してください

→JESCO 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 小企業者等処理費用軽減制度担当宛

※軽減制度のご申請には、 쐐 本申込書と添付書類が必要 撒 B 主たる業種(会社・中小企業団 *常時使用する従業員数が、**■55**5人

拼申] #
込 人名等	世込日
環境製作所	和元年11月1日
申込者役職 代表者氏名	組織区分
7927	か 対
安全	☑個人事業主
次郎	組織区分 □会社 囚儡人事業主 □中小企業団体 □法人

	*	Ŋ					1	_		tm ÷+	0	_	~.
□ あり (保有等割合	発行済	企	保有等割合計				l.			株主又は出資者 氏名	9	井舞	禁止
) (保有	株共総	業者に	計		L	ĮI				:出資者		株主等	出資
等割合	数又は	こよるま	П					1			0	主要株主等の状況	関係
	田資総	世社の	$ \cdot $,	1					分類(大企業・中 小・個人・その他)			(会社と
%	額に占	株式の	_\		•			1) 1	_	·0欄に	して申請
なし口	*発行済株式総数又は出資総額に占める大企業者保有株式又は出資の比率を記入ください	2 大企業者による貴社の株式の保有又は出資の有無								保有等 割合(%)	Θ	(④~⑥欄については②の分類を「中小」とした場合のみ記入ください) 「記入上の注意点」 ②の分類「チの付」	株主・出資関係(全社として申請する方のみ紀入*会社の方は他企業による責社株式の保有又は出資がない場合でも本場1~4記入必須)
ľ	企業者	出まり				\		ı		業種	•	k②の分	み記入*:
	保有株	資の律	Н					ł		100		類を[中	会社の方
	式又は	無	$\setminus \mid$							資本金(円)	9	小ルト	は他企業
	出演の			١	b	IJ	Д	4		Ē		た場合の	による貴
	比率を		П		ኦ		Ħ	1		第2	•	み記入。	社株式の
	17×43					•		Ī		従業員数 (人)		(ださい)	保有又は
	1380		は結婚処理サーガス業の液腐業のよりも(第マゴの	権場を記入へだるい ①製道線(⑤を緊	④の業種分類については該当する次の	追加記	. おい、 値が足りない 総合は別第(弊忤描信のさらな、 作者とも門) を名まらしょ	外で合計が50%を超えるまでご記入くだ	いずれにも該当しないものになります (3の保有 等割令については 十令等	持株会など「大企業・中小・個人」の	【記入上の注意点】 ②の分類「チの他」は、組合・自治体・	出資がな
			理サート	ープス株(⑥及び⑦を際へ) ④小売株 ⑥ゴム製品製油株 ⑥ソフトウェア株又	権号を記入へださい ①製道業(⑤を際へ) ②餌売業 ③サ	分類に	追加記入をお願いいたします	がい、値が足りない場合は別第(弊沽指制のまのも、 年をといる 「本をとれ」 を名表のよる	外で合計が50%を超えるまでご記入くだ	・お販当に	X 73	の注意点	い場合で
			- X **	で (で (で (で (で (で (で (で (で (で (楽 り	しいて	いたし	い場合!	を超える	ないもの	户 練・ ・	# -	も本欄 1
			7.旅館業	77 9	2年元業	を影響す	*	は思識(までご	11 + 30 12 4 30 14 + 30	サル・信	整沙	~4記入
			_	光業文業	 @ #	る次の	,	解丼塩	3/7/E	* 4	∑	· ·	必須)

A 主たる業種 (会社及び個人事業主として申請する方のみ記入ください) 8/3-4のデ金支配関係とは発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式又は出資を除ぐ。)の全部を直接又は問接と保予の関係をいいます 場に保有する関係をいいます □ あり が い □ 3 みなし大企業者 "こよる貴社の発行済株式の 100%保有又は全額出資による完全支配関係"の有無*のなし大企業者とは、1又は2者以上の大企業者が発行済株式総数又は出資総額の1/2以上を占めている会社をいいます 貴社と大企業者との相互間の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係*の有無 と事業権目番号を記入ください 事業について前期決算の売上高 *直近の決算において総売上高 こ占める売上高の割合の大きい3 Θ 古棚より主たる業績 ①製造業(②を除く)②卸売業 ②サービス票(③及び②を除く)④小売業に該当了各号を選(③二ム製品製造業 ⑥ソフトウェア業では参組が加まして。 景がし、記入ください 事業福田番号 (土棚①~®を選択し、 右機へ記入くだざい) ◎その他(売上高 (百万円) 20 百万円 Θ 百万円 百万円 総売上高 20百万円 申込者役職·代表者氏名 申込者法人名等

●直近の決算においてもっとも<u>売上高が大きい事業が</u> 属する業種を番号で記入し

〔主たる業種欄〕

●事業場単位ではなく、 業者単位で記入してくだ

てください

●直近の決算書における事 業別売上を記入してくださ

地立

●常時使用する従業員数は

[事業規模記入欄]

様式 1 (会社・個人事業主・法人及び中小企業団体用)

体を除く法人で、下記業種に該当する場合のみ記入ください。) 以工を知ったける。
--

豐

非営利型法人の要件に該 □該当する □ 事業規模に係る事項(資本金又は出資の総額の欄は会社として申請する方のみ記入ください)

出資の総額 資本金又は

쀤

入不要

H

る従業員数常時使用

5

処理対象	処理対象物に関する事項			JESCO使用欄	福
(既) 推 (本) (世)	密 線 串 号		*下記の廃棄物分類番号を記入ください	JESCO判定	!
万规备亏 *	始まる豆鋏番号を配入く ださい)		1. トランス類	ERCA 回付	
22	S000022222	20 Kg	20 Kg 3. PCB油	確認	_ <u>_</u> _
		Kg 5.	5. 水の街	ERCA判定	>
		Κg	Kg *1行につきPCB廃棄	結果照合	K
		⊼ _S	K 8 が 8 1 位 (在) 記入して 8 だめい	判定結果	-
		⊼ _S	*欄が足りない場合は別	通知	砷
		天 _B	Kg 第(様式年額)を作成のうず油に見入をお願いいた	1111 1111 1111	}
		ᄌᅈ	Kg Ust	MU-5-BM	

込みます。また、申し込みにあたり、甲は以下の事項に同意します ル廃棄物の処理について、乙が定める中小企業者等軽減措置の適用を受けたいので、必要な書類を添えて申し 申込者(以下「甲」という。)は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「乙」という。)に対してポリ塩化ピフェニ

1. 乙が定める申込規約(集面)を遵守することに同意します。特に、本申込書記載事項に基づいて経済制度の適用を受けた後に記載事項に基値数があることが判明した場合には、当該申込による軽減額に相当する額の請求に反比ることを確認し、同意します。
2. その他乙が経滅措置の適用対象となる資格の判定を行うために他当該申込書に記載されていない事項につ

いて照会がある場合には、これに応じることに同意します。 上記記載事項に相違ありません

環境製作所

安全

次郎

⊕

[申込条件同意確認欄]

- ●本欄及び裏面の申込規約をよくお読みいただき、同をよくお読みいただき、同意いただける場合には申込 書商号及び氏名の記名及び 押印をお願いします
- <u>のもの</u>をお使いください

事業場・支社単位ではなく、 会社・事業者単位で記入して ください

〔軽減対象廃棄物記入欄〕

- ●当社に登録した、処理費用軽減申込みの対象となる用軽減申込みの対象となるPOB廃棄物の種類、登録番号、機器重量を記入してください
- ●数量が多く記入できない 場合は、別紙に記入してく ださい
- 入しないでください ●JESC0使用欄には、 何も記

- ●印鑑はシャチハタ印以外

書記入例(中小企業団体・法人)

・合資・合名・合同)の方は、法人枠ではお申込みできません。 会社の方はP.10 を参照して下さい。 会社(株式・有限 [無世]

●登記簿謄本に記載されて いる商号(名称)、代表者役 職・氏名、本店住所をフリ ガナを含め正確に記入して ください [事業者基本情報記入欄]

中小企業者等処理費用軽減制度担当宛 ❤ JESCO 中間貯蔵·環境安全事業株式会社

本申込書と添付書類が必要です 톤 噩 ※軽減制度のご申請には 괚

受付日

様式 1 (会社・個人事業主・法人及び中小企業団体用)

□個人事業主 □中小企業団体 ☑法人

組織区分 口会社

Ш

皿

令和元年

Ш 中以 川馬

環境

理事長

申込者役職 代表者氏名

学校法人環境学園

申 込 者法人名等

込

主たる業種を右欄 のア~オより選択 し、記入ください。

事業規模に係る事項(資本金又は出資の総額の欄は会社として申請する方のみ記入ください) る従業員教常時使用す 田 翢 **K** 出資の総額資本金又は

FAX(03)-(1234)-(5678)

電話番号(03)-(1234)-(5678)

〒105-0014 ²⁰¹⁰ 東京都港区OO1-1-7

込者所

申住

ヘ不 要 JESCO判定 ERCA回付 確認 判定結果 通知 ERCA判定 結果照合

備考欄

乙が定める申込規約(機面)を選守することに同意します。特に、本申込書記載事項に基づいて軽減制度の適格を見た後に記載事項に基づいて軽減制度の適格を見たる軽減額に相当する額の請求に 配けることを確認加速事項に電位指かるることが判明した場合には、当該申込による軽減額に相当する額の請求に 配けることを確認し、同意します。
 その他こが経滅措置の適用対象となる資格の判定を行うために他当該申込書に記載されていない事項につ

-アス業 ①核館業

5 三郎 HK 環港 学校法人環境学 搜事長

百万円

百万円

百万円

百万円

売上高 (百万円)

/ 無禁種目 華田本記 入くだない

総売上南

B 主たる業種 (余社・中小企業団体を除く法人で、下記業種に該当する場合のみ記入ください。) *常時使用する従業員数が、100人以下の場合は記入は不要です。 非営利型法人の要件に該当するか否か [一般社団法人、一般財団法人の場合のみ記入ください。] □該当する

の保有等割合については大企業者以 で合計が50%を超えるまでご記入くだ

操

株主又は出資者 分類(大企業・中 氏名 一小・個人・その他)

従業員数 (人)

株主・出資関係(会社として申請する方のみ記入*会社の方は他企業による費社株式の保有又は出資がない場合でも本欄1~4記入必須)

さい。棚が足りない場合は別紙(弊社指定のものか、任意でも可)を作成のうえ 追加記入をお願いいたします

H

)の業種分類については該当する次の

JESCO使用欄 *下記の廃棄物分類番号 を記入ください * 1行につきPCB廃業 物を1台(缶)記入してく ださい Kg 紙(様式任意)を作成のう ス追加記入をお願いいた Kg します *欄が足りない場合は別 5 / ハンス型 トレンス型 ロンデンサ類 PCB当 牧戸路 その舎 機器等重量 20 Kg χ ω χ ω 줐 処理対象物に関する事項 (s. k. t. c. tc. ek. ecから 始まる登録番号を記入く 學 錄 番 号 8000022222 業 廃 棄 物 分類番号* N

*みなし大企業者とは、1叉は2者以上の大企業者が発行済株式総数又は出資総額の1/2以上を占めている会社をいいます

2 大企業者による責社の株式の保有又は出資の有無 *発行済株式総数又は出資総額に占める大企業者保有株式又は出資の比率を記入ください。

あり(保有等割合

89.4の完全文配関係とは発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。)の全部を直接又は問 接に保有する関係をいいます みなし大企業者 による貴社の発行済株式の 100%保有又は全額出資による完全支配関係。の有無

貴社と大企業者との相互間の発行済株式の 100%保有又は全額出資による完全支配関係"の有無

主たる業種(会社及び個人事業主として申請する方のみ記入ください)

申込者(以下「甲」という。)は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「乙」という。)に対してポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理について、こか定める中小企業者等軽減措置の適用を受けたいので、必要な書類を添えて申し込みます。また、申し込みにあたり、甲は以下の事項に同意します。

いて照会がある場合には、これに応じることに同意します。

上記記載事項に相違ありません。

学校符人 職場学園 阻学長の 申込者役職·代表者氏名 申込者法人名等

※代表者印の押印が必ず必要となります

●中小企業団体の場合には 記入の必要はありません [主たる業種記入欄]

● 常時使用する従業員数が 100 1 に下の場合は、記入は 不要です

●法人の場合には(主たる 業種がサービス業、卸売 業、小売業は除きます)、 主たる業種欄の記入をお願 いします

● 争乗場、支社単位ではなく、法人全体の業種を記入してください

[事業規模記入欄]

●法人の場合には常時使用 する従業員数の欄の記入を ●中小企業団体の場合には 記入の必要はありません

●常時使用する従業員数は 事業場・支社単位ではな く、法人全体の人数を記入 してください お願いします

 \prec

20

[軽減対象廃棄物記入欄]

●当社に登録した、処理費 用軽減申込みの対象となる PCB廃棄物の種類、登録番 号、機器等重量を記入して ください

●数量が多く記入できない 場合は、別紙に記入してく

何も記 ●JESCO使用欄には、 いせ

入しないでください

●本欄及び裏面の申込規約 をよくお読みいただき、同 意いただける場合には申込 団体・法人名及び代表者氏 名の記名及び押印をお願い します [申込条件同意確認欄]

[申込者基本情報記入欄]

●申込者欄には処理委託契 約を申し込む方の氏名、住 所等をフリガナを含め記入

- ●閉鎖謄本等をご参照のうえ、廃業当時の状況を正確に ご記入ください
- ●承継年月欄には前保管者からポリ塩化ビフェニル廃 からポリ塩化ビフェニル廃 薬物を承継した時期を記入

前保管者が解散又は廃業し、 ポリ塩化ビフェニル廃棄物を 承継する方のみ記入ください

申信

凶 者所 ΗІ 105-0014

申氏

岩名

安全

四郎

トウキョウトミナトク〇〇

東京都港区〇〇1-1-7

(6789

ど

-

ر کڑ

Ш

令和元年 11 月 1日

前保管者の名称 前保管者が解散又は廃業し、ポリ塩化ビフェニ

ツガナ ユウケンカイシャカンキョウセイサクショ

ル廃棄物を承継する方のみ記入ください

有限会社環境製作所

廃業の時期 前保管者の住所

ポリ塩化ビフェニル廃棄物を個人等で保管することとなった理由

(平成) 5年10月28日 令和

前保管者からポリ塩化ピフェニル廃棄物を承継した時期

器 心性

5年10月28日

申込者住所と同じ

- ●前保管者が事業をされていた方の例 今般、中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対して処理を委託するPCB廃棄物は、全て 有限会社環境製作所において使用・保管していたものであり、平成〇年〇月に同社が 解散したこと等にばい、複数当時において代表取締役を務めていた私 安全 四郎 が その保管義務を承継したものです。

〔ポリ塩化ビフェニル廃棄 物を個人で保管することと なった理由欄〕

●現保管者が承継すること になった理由を簡潔に記入 してください

●破産者(破産管財人)の例平成○年○月○日付で破産者株式会社○○の破産管財人として裁判所から選任されたものです。

※何らかの理由で軽減対象廃棄物を保管することとなった個人の方もご記入ください

申込者氏名

→ JESCO 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

中小企業者等処理費用軽減制度担当宛

÷ 形

쐐

撒

※軽減制度のご申請には、 本申込書と添付書類が必要です。 減

鉪

鬞

₩

نح

甽

受付番号

± □

処理対象物に関する事項

操卷

(S. K.t. c. tc. ek. ecから 始まる強線番号を記入< がよい) S000012345

母蜂番号

						藤器	頁	
<u> </u>	₹ ₹	<i>₹ ₹</i>	₹	20Kg		器等重量		
紙(様式任意)を作成のうま追加記入をお願いいた	ださい おかに 場合は別	* 1行につきPCB廃棄 物を 1台(缶)記入してく		2. ロンデンサ類 3. PCB油	1. トランス類	*下記の廃棄物分類番号		
企 企 者	通知活然	1 1	ERCA判定	確認	ERCA回付	JESCO判定	JESCO使用欄	
	瞅	₩	\succ	쁜	uli Lii		ANU	

を添えて申し込みます。また、申し込みにあたり、甲は以下の事項に同意します 申込者(以下「甲」という。)は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「乙」という。)に対してポリ塩化ビ フェニル廃棄物の処理について、乙が定める中小企業者等軽減措置の適用を受けたいので、必要な書類

- 度の適用を受けた後に記載事項に虚偽があることが判明した場合には、当該申込による軽減額に相当す る額の請求に応じることを確認し、同意します。 乙が定める申込規約(裏面)を遵守することに同意します。特に、本申込書記載事項に基づいて軽減制
- 項について照会がある場合には、これに応じることに同意します。 その他乙が軽減措置の適用対象となる資格の判定を行うために他当該申込書に記載されていない事

上記記載事項に相違ありません。

安全 Θ 器 #

〔軽減対象廃棄物記入欄〕

様式2(個人等用)

- ●=吐て登録した、処理費用軽減申込みの対象となる PCB廃棄物の種類、登録番号、機器等重量を記入してください
- 入しないでください JESCO使用欄には、 何也記

〔申込条件同意確認欄〕

- ●本欄及び裏面の申込規約をよくお読みいただき、同をよくお読みいただき、同意いただける場合には申込者氏名の記名、押印をお願 いします
- <u>のもの</u>をお使いください ●印鑑はシャチハタ印以外

【1】申請者欄

登記簿謄本に記載されている商号(名称)、 役職代表者氏名をフリガナを含め正確に記入してください

【2】中間処理日 (マニフェストD票記載)

マニフェストD票に記載 されている処分終了年 月日を記入してくださ い

【3】助成金請求額欄

【5】の(C)と同額であることをご確認し、記入してください

便式 5 中間的級·環境安全事業株式会社 中小企業者等軽減制度復当完		撤印)		令和○年○月○1
	収集運搬完了報告	書兼助	成金支払請	求書	
令和○年○月○日付 受付番号 収集運搬等について、関係書類を [1]申請者					
申込存進格先	# 語音号 03-1234-5678			· 63-123 -6	789
申込者法人名等 (個人の場合は申込者氏名)	リリガナ カ)カンキョウアン	ゼンコウギョ	? 		MACHI
(BIAVARITIATION)	株式会社環境安全工業			Ep	ITREE:
申込者役職代表者氏名 (個人の場合は記入不要)	フリガナ ダイヒョウトリシマリ	ヤク カンキ	309110		#ONCO.
(\$650-748 (\$1236570 (7467	代表取締役 環境太郎				銀行印ではありません
交付額確定通知書等 送付先	近付先住所 東京都〇〇章	HX番X号			
推審室の結果、助成金の無が 確定しましたら通知します。	会社名等 株式会社報	食安全工業	R全工業 担当者(総務課 安全次年
	記入したものと同じ内容を記	人・押印して	CESV.		
(2)中国线项目(2002年) 2005 XXXX 年 XX 月	XX E	(s)(b)	24	5, 000	н 🛨
				2入例)	
マニフェストD 原右下の「熱分終了年月	日」に記載されています。	[5]@0	C)で計算した金額をご	SEACESV.	
【4】口座情報		_			
フリガナ 000		フリガナ			
全般機関名 △△△銀行		支店名	△△支店		
銀行コード 1 2 3 4		支店::-	-k 123		
預念種類 ②普通 □当座	□貯蓄 □別級		- h - di broods		
	ゼンコウギョウ ダイヒョウトリシ と工業 代表取締役 環境大!		ンキョウタロウ		
materials.		10			
(右詰め) 0 1 2	3 4 5 6				
※口座名義は、軽減申込者と同一に fol. (constitution) (constitution)	してください。 (女:円) 単脱抜き				
任诚对象征费		4004-0	441444		
(記入例)	費用 (A) 接1	(%)	链域対象額 (B)	助成金限!	
1 高濃度 PGB 廃棄物収集運算	250,000 (円) 税抜き		175,000 (円)	277,000 限度額8	
2 編えい防止措置経費	120,000 (円) 税款き	70	84,000 (円)	70,000 限度額8	
습計	(C)の全額を[3]助成	金請求額に	記入してください	(C)	245,000 (円
●中国処理終了目から1年以内又に ●金額は全て投接き金額で記入して ・ご提出いただく情報をもとに、IEX 本許未需にご記載いただいた金額を 排1費用入の金額は、IESCOより入門的 売2 物成金別度制のつを割む、記入間 売3 第成金別度制を開くつの控制し、記入間	ください。1円未満の端数が 次において全額を確認の上 そのまま助成することを保障 可を受けた収集運搬事業者につ 記入案的の「<ステップ3>助成	h る h 合、切 、 才 川度の加 す h のでは 部 に支払った さ 現度期の計 1 m 2 j を比れ	の捨ててください。 建定に基づき是正さ よございませんのでこ こ金額(請求書内訳の) ↑算」を参照下さい。 校し、小さいかの報を3	せていただく場 了承ください。 全額0七経費等は さ人して下さい。	

【4】口座情報欄

通帳に記載されている 金融機関名、支店名、 銀行・支店コード、預 金種類、口座名義、口 座番号を、口座名義力 ナも含めて正確に記入 してください 口座名義は【1】軽減申 込者と同一にしてください

【5】収集運搬費用記入欄

費用欄(A)欄

実際に収集運搬会社に支払った金額(請求書の金額)を税抜きで記入してください。

軽減率(%)欄

中小企業者等の方は70%、個人の方は95%と記入してください。

軽減対象額(B)欄

中小企業等の方は費用(A)の70%、個人の方は 費用(A)の95%の金額を記入してください。

助成金対象額(C)欄

経費区分ごとに、軽減対象額(B)欄の金額と助成限度額(4ページ参照)の金額を比較して、小さいほうの金額を(C)欄に記入してください。

「中小企業者等軽減制度申込書」のご提出にあたっては、以下の書類をご用意ください。この書類のご提出時期は、JESCOとPCB廃棄物処理委託契約を結ぶ直前です。 ☆提出書類(各1部ご提出ください。)

- 1)中小企業者等軽減制度申込書
- 2)以下の添付書類

		法人登記簿謄本等 (履歴事項全部証明書)等	国税確定申告書の写し	その他
中	(1) 会社(株式·有限· 合資·合名·合同) ※6	(商業登記簿)	(法人税申告)	
小企業者	(2) 個人事業主		(所得税申告)	
有	(3) 中小企業団体 ※6	(法人登記簿)		(定款·組合員名簿※1)
(4) 法人 ※会社、中小企業団体を除く ※6		(法人登記簿)	(法人税申告)	(従業員数を証する書類※2) (主たる業種を証する書類※3)
(5)	解散又は事業の廃止により保管することとなった個人	前保管者が法人 (閉鎖謄本※4)	前保管者が個人事業主 (廃業届または廃業証明)	破産管財人 (管財人証明書)
個人	上記以外の個人			(所得証明書※5、所得税申告の写し、 自治体への特措法届出の写し、誓約書)

- ※1…特別な法律により設立された組合又はその連合会の方について、構成員を確認する必要がある場合は提出していただくことがあります。
- ※2…確定申告書添付書類 等
- ※3…公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人の場合は、定款と事業報告書等が必要です(サービス 業、小売業、卸売業を除く。)。それ以外の法人でも、業種を確認する必要がある場合は、別途必要な書類を提出し ていただくことがあります。
- ※4…法人の所在地を管轄する法務局(登記所)で取得できますが、廃業から20年を経過している場合には入手不可となることがあります。その際には、別途書類(廃業したことがわかる資料等)が必要です。
- ※5…証明する年の1月1日時点の住民地の市区町村で取得できます。
- ※6…清算中・特別清算中又は破産手続中の法人に該当する場合は(1)会社(3)中小企業団体(4)法人に準拠する添付書類及び申込書をご提出いただきます。
- 提出書類は、中小企業者等軽減制度以外には使用いたしません。
- 提出書類は、お返しできません。保管事業者においても提出する 書類とは別に、控えを取って保管してください。
- 必要がある場合は、追加で書類をご提出いただくこともございます。

「収集運搬完了報告書兼助成金支 払請求書」のご提出にあたっては、 以下の書類をご用意ください。 この書類のご提出時期は、契約した 全ての廃棄物について中間処理が 終了した後(マニフェストD票到着後) です。

☆提出書類(各1部ご提出ください)

- 1) 収集運搬完了報告書兼助成金支払請求書(様式5)
- 2) 収集運搬費用の見積書の写し
- 3) 収集運搬費用の請求書の写し
- 4) 収集運搬費用の支払いを証明する書類の写し(振込明細書等)
- 5) 通帳の写し又は振込先口座を確認できる金融機関が発行した書類等(金融機関名、支店名、銀行・支店コード、預金種類、口座名義、カナ名義、口座番号が確認できるものを提出ください。)
 - ※口座名義は、軽減申込者と同一にしてください。
- ※マニフェストは提出する必要はありません。
- 提出書類は、中小企業者等軽減制度以外には使用いた しません。
- 提出書類は、お返しできません。保管事業者においても 提出する書類とは別に、控えを取って保管してください。
- ・ 必要がある場合は、追加で書類をご提出いただくことも ございます。
- 中間処理終了日から1年以内又は令和8年7月31日のいずれか早い日までにご提出ください。

▼ お申込後の手続きの流れ

中小企業者等軽減制度の申込



審査



審査結果通知の受領



JESCOと処理委託契約書の締結

▼ 以下、収集運搬費用軽減の流れ

保管事業者と収集運搬会社にて収集運搬契約を締結



JESCOが廃棄物の中間処理終了(マニフェストD票到着)



収集運搬完了報告書兼助成金支払請求書を提出



審査



中小企業者等軽減制度交付額確定通知書の受領



指定口座に収集運搬費用助成額を振込み

→JESC□ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

【本 社】中小企業者等軽減制度窓口 〒105-0014 東京都港区芝1丁目7番17号 住友不動産芝ビル3号館 Tel:03-5765-1920 Fax:03-5765-1923

中間貯蔵・環境安全事業株式会社ホームページ

[中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、インターネットでも情報発信を行って] います。新しい情報を更新拡充しておりますのでぜひ活用ください。

- ●ホームページアドレス https://www.jesconet.co.jp
- ●ご意見·お問い合わせ pcb_toroku.tanto@jesconet.co.jp



